

第3次佐賀県防犯 あんしん計画

2023年度～2026年度

令和5年3月

佐賀県 暮らしの安全安心課

佐賀県警察本部 生活安全企画課

目 次

第1章 計画の取組方針

- (1) 計画策定の趣旨 1
- (2) 計画の位置付け
- (3) 計画の目標
- (4) 計画の期間

第2章 現状と課題 2

- (1) 県内の犯罪情勢 2
 - ① 刑法犯認知状況 2
 - ② 声かけ・つきまとい事案の認知状況 4
 - ③ ニセ電話詐欺被害の状況 6
 - ④ サイバー犯罪の発生状況 7
- (2) 県民意識調査等の概要 10
- (3) 県内の防犯活動の状況 13
 - ① 防犯ボランティアの活動状況
 - ② 事業者等による防犯活動状況
- (4) 犯罪被害者等に対する支援の情勢 14

第3章 重点取組 15

- (1) 防犯ボランティア活動の活性化のための支援
- (2) 高齢者、子ども、女性等の安全確保
- (3) 犯罪の防止に配慮した公共空間等の整備
- (4) インターネットの安全な利用（規範意識の向上と安全に関する教育）

第4章 計画の施策体系 16

第5章 具体的施策 17

- I 犯罪の防止のための自主的な活動の促進 17
- II 学校等における児童等の安全確保等 21
- III 犯罪の防止に配慮した環境等の整備 24
- IV 事業活動における防犯への配慮等 27
- V 安全・安心に関する通報その他の措置 28
- VI 犯罪被害者等に対する支援 29

【資料編】

- 資料1 佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例
- 資料2 学校等における児童等の安全確保のための指針
- 資料3 通学路等における児童等の安全確保のための指針
- 資料4 犯罪の防止に配慮した公共空間等の構造、設備等に関する指針
- 資料5 防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針
- 資料6 用語解説

第1章 計画の取組方針

(1) 計画策定の趣旨

佐賀県では、県や市町、県民や事業者等が連携して犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを実現するため「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」(以下「防犯あんしん条例」という。)を平成26年4月1日に施行しました。

この防犯あんしん条例に基づき、平成27年度からの4年間を計画期間として「佐賀県防犯あんしん計画」(以下「第1次計画」という。)を策定し、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進に関する総合的な施策の展開を図ってきました。

平成31年度(令和元年度)からの「第2次防犯あんしん計画」(以下「第2次計画」という。)では、第1次計画における各種施策の推進状況や当時の県内における犯罪情勢等を踏まえ、特に重点的に取り組むべき喫緊の課題として「子ども、女性の見守り活動の充実と拡充」等4つの重点取組を掲げ、各種施策に取り組んできました。

その結果として、第2次計画策定からこれまでの間、刑法犯全体の認知件数は戦後ピーク時の2割まで減少していますが、その一方で凶悪犯罪につながるおそれのある児童への声かけ事案は後を絶たず、高齢者を対象としたニセ電話詐欺被害については、令和4年、発生件数が前年と比べて2倍以上増加し、いまだ予断を許さない状況にあります。

加えて、近年、SNSやマッチングアプリ等を利用した新たな形態の詐欺被害の発生やインターネット空間における犯罪への懸念等、社会情勢や犯罪の態様の変化に伴い、県民の犯罪被害への不安感は依然として払拭できない状況です。

「第3次防犯あんしん計画」では、第2次計画で掲げていた重点取組の内容を踏襲しつつ、これまでの取組状況や今日の犯罪情勢を踏まえ、必要な施策について策定するものです。

(2) 計画の位置付け

防犯あんしん条例第8条に規定する推進計画であり、施策の方向性等以下の内容について定めるものです。

- ① 総合的かつ長期的に講ずべき安全安心なまちづくりに関する施策の取組方針
- ② 前号に掲げるもののほか、安全安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 計画の目標

佐賀県は、防犯あんしん条例が目指す県民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止のための取組を定め、県民、事業者、地域の活動団体等と連携し、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを実現していきます。

(4) 計画の期間

計画期間は、2023年度から2026年度までの4年間とします。

第2章 現状と課題

(1) 県内の犯罪情勢

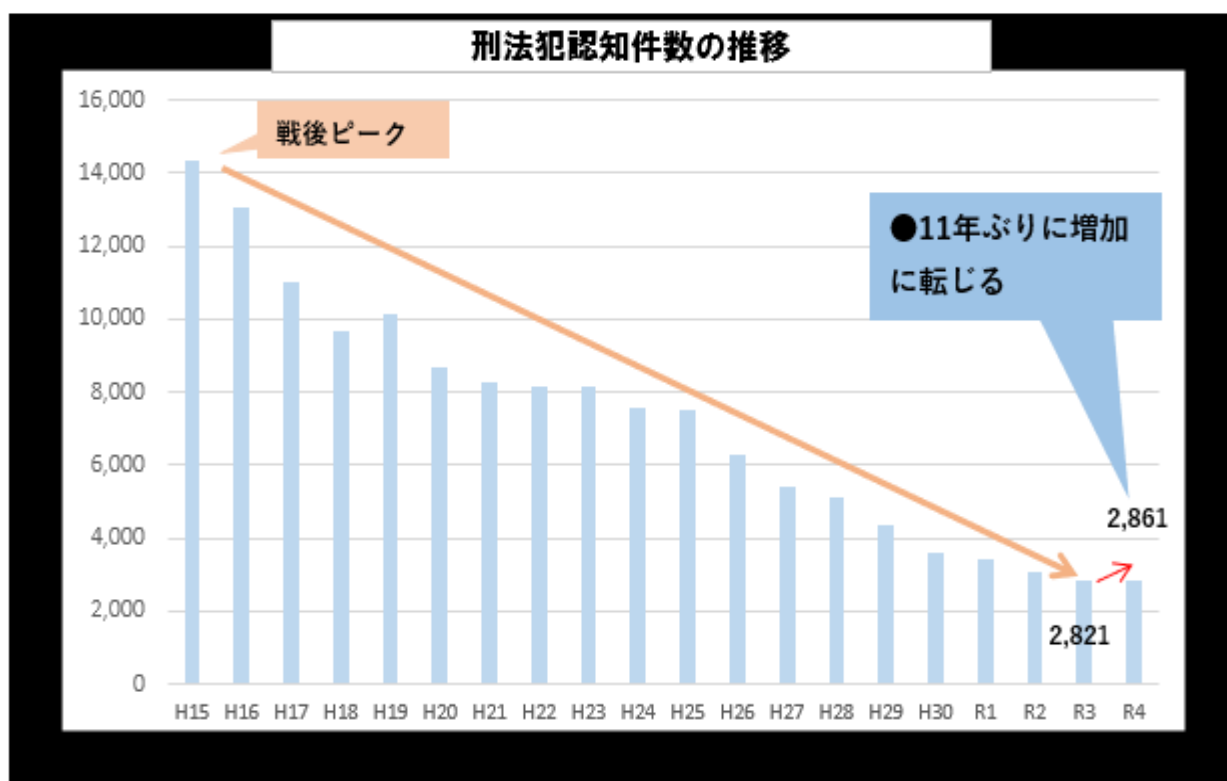
① 刑法犯認知状況

佐賀県における刑法犯認知件数は、令和4年は2,861件となり、戦後最小であった令和3年を40件上回ったものの、戦後ピーク時である平成15年の14,351件と比べると約2割まで減少しており、長期的に見れば、これまでの防犯に関する各種施策の推進と県民の自主防犯意識の向上による成果が数値として表れています。

また、令和4年の刑法犯認知件数を罪種別に見ると、窃盗犯は全体の約66%を占めており、その中でも自転車盗や万引きの割合がほぼ半数を占めています。

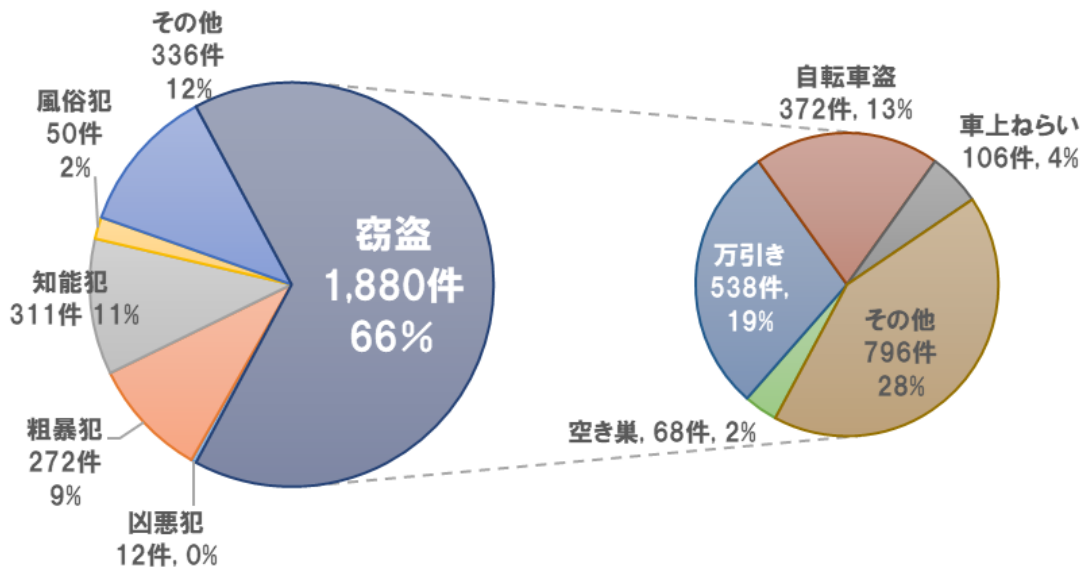
そのうち、自転車盗では、無施錠による被害が約87%を占め、被害者の約75%を学生が占めています。

そこで、自転車盗難防止のための施錠促進をはじめ、県民に身近な犯罪被害の防止に向けた意識啓発の取組が一層求められます。

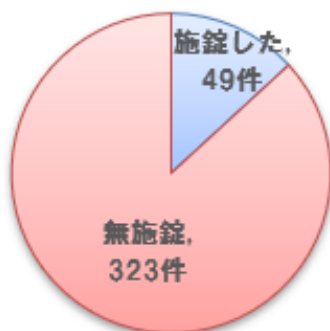


※佐賀県警察調べ

罪種別の状況(R4中)



自転車盗の特徴(R4中)

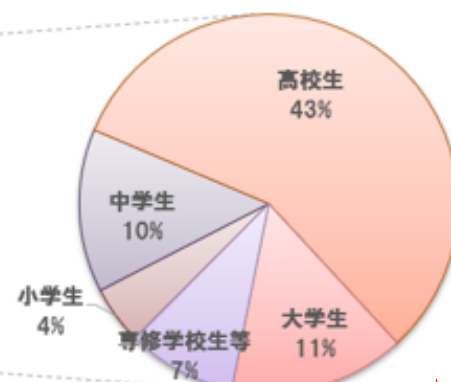
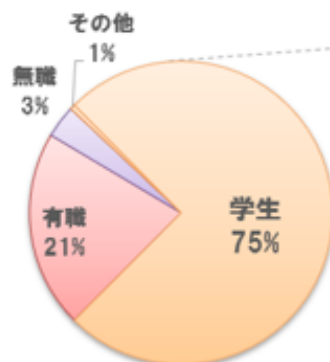


特徴①

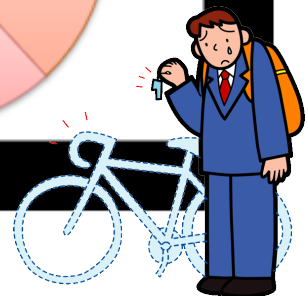
- 無施錠の被害者が全体の約87%を占める

特徴②

- 被害者の約75%が学生
- 学生のうち、半数程度が高校生



※佐賀県警察調べ



② 声かけ・つきまとい事案の認知状況

子どもや女性に対する声かけやつきまとい事案の認知件数は、第1次計画策定前の平成26年では97件でしたが、その後、第1次計画最終年度である平成30年には193件まで増加し、第2次計画期間中は、令和元年が203件、令和2年が167件、令和3年が168件、令和4年が182件と高水準で推移しています。

登下校中の児童生徒を事件事故の被害から守るため、平成30年に「登下校防犯プラン」が策定され、以後、子ども達の安全確保を図るため、各関係機関が通学路等の安全対策のための取組を続けています。

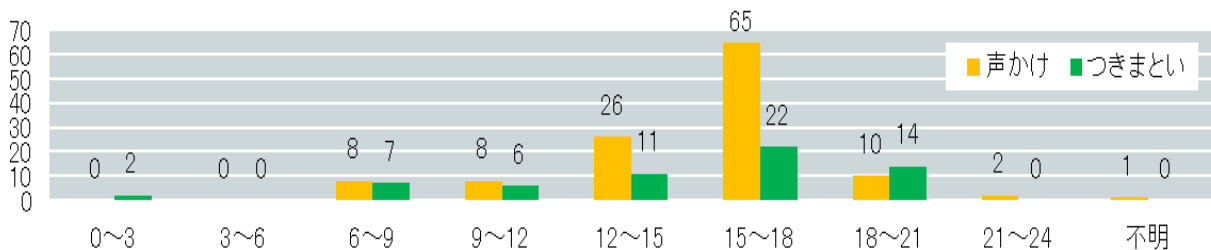
県内における声かけやつきまとい事案の発生は、子ども達の下校時間帯である15時から18時までの間が最も多く、これらの事案を未然に防止するためには、通学路における防犯対策を着実に推進していくことが不可欠です。

これまでの各地域における防犯ボランティア団体等による登下校時の見守り活動とともに、日常生活の中に防犯の視点を取り入れて実施する「ながら防犯活動」を推進するなど、県や市町、事業者・団体、地域住民等社会全体で子ども達の安全対策に取り組む機運をより一層高めていかなければなりません。

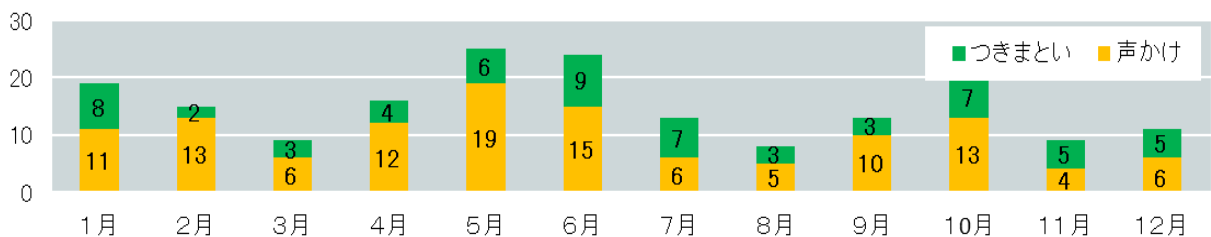
声かけ・つきまとい発生状況

	平成26年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
声かけ(件)	61	140	140	123	117	120
つきまとい(件)	36	53	63	44	51	62

発生時間帯別



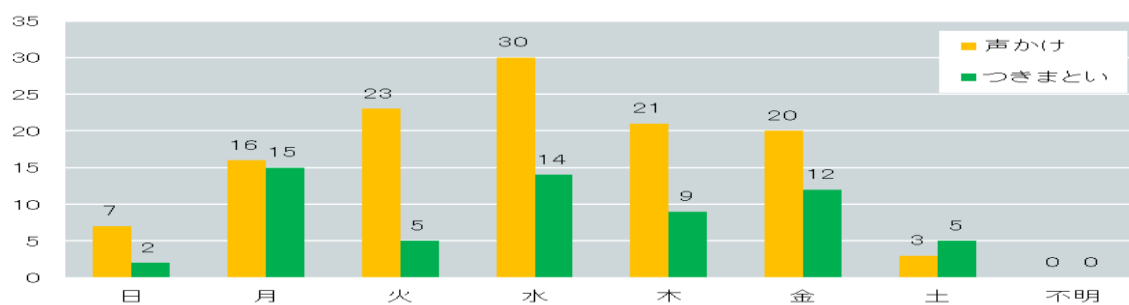
発生状況の月別推移



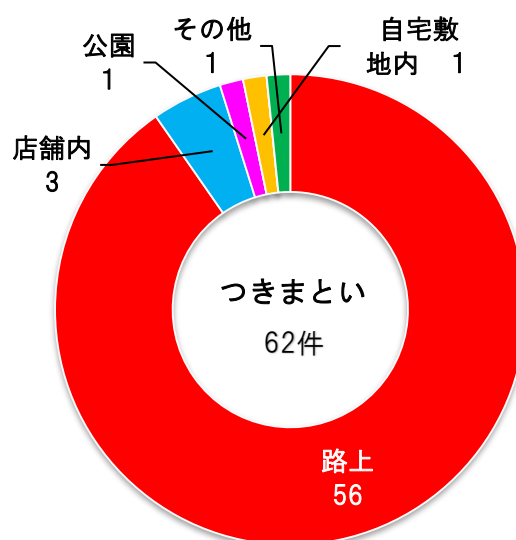
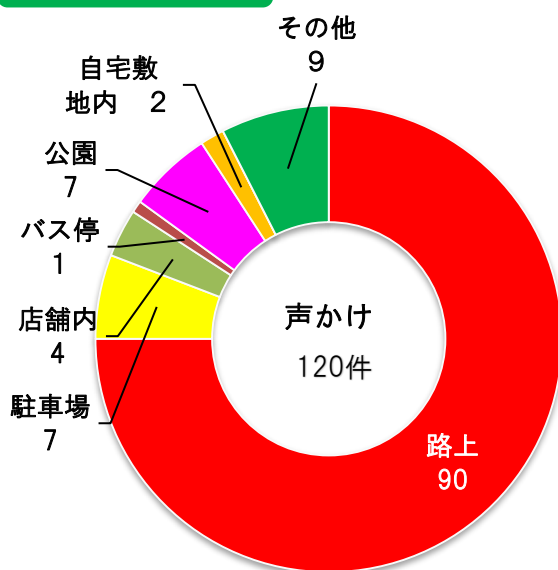
※佐賀県警察調べ

【令和4年中】

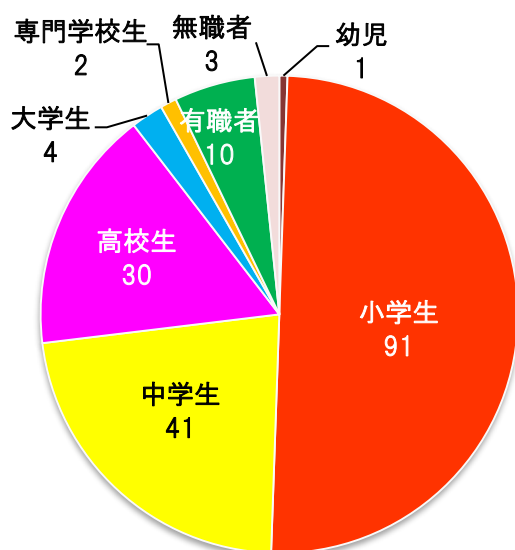
発生曜日別



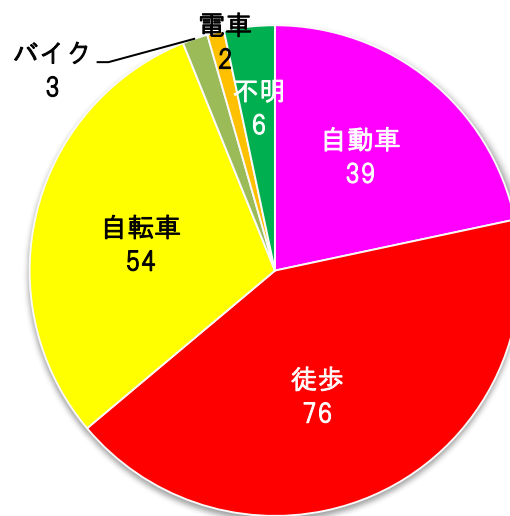
発生場所別



被害者の学職別



行為者の交通手段別



※佐賀県警察調べ

【令和4年中】

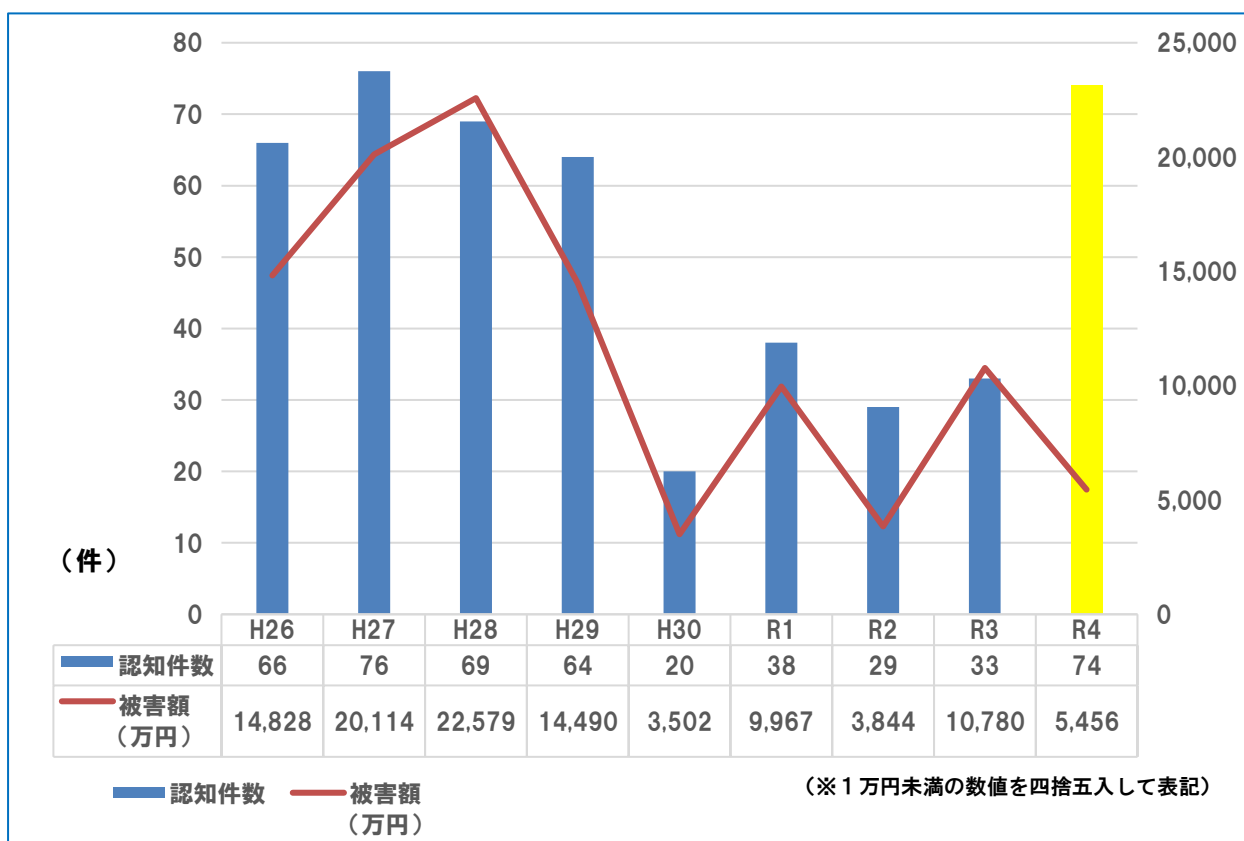
③ ニセ電話詐欺被害の状況

県内のニセ電話詐欺被害は、ここ数年増減を繰り返し、令和3年の被害額は、4年振りに1億円を超え、令和4年、被害額は約5,456万円(前年比－約5,324万円)と減少していますが、認知件数は74件(前年比＋41件)と前年と比べて2倍以上増加しています。

近年、多発している主な手口は、市役所などの公的機関の職員をかたって、保険料や医療費の還付金があるなどと言って、ATMに誘導し、現金を振り込ませる「還付金詐欺」やパソコン等でインターネットのサイト閲覧中にウイルス感染したように装い、修理代金やサポート料などの名目で電子ギフト券による支払いを催促する「架空料金請求詐欺」などです。この他にも詐欺グループは、様々な手口を巧みに使い分け、組織的に実行しており、今後さらなる手口の巧妙化・悪質化が懸念されます。

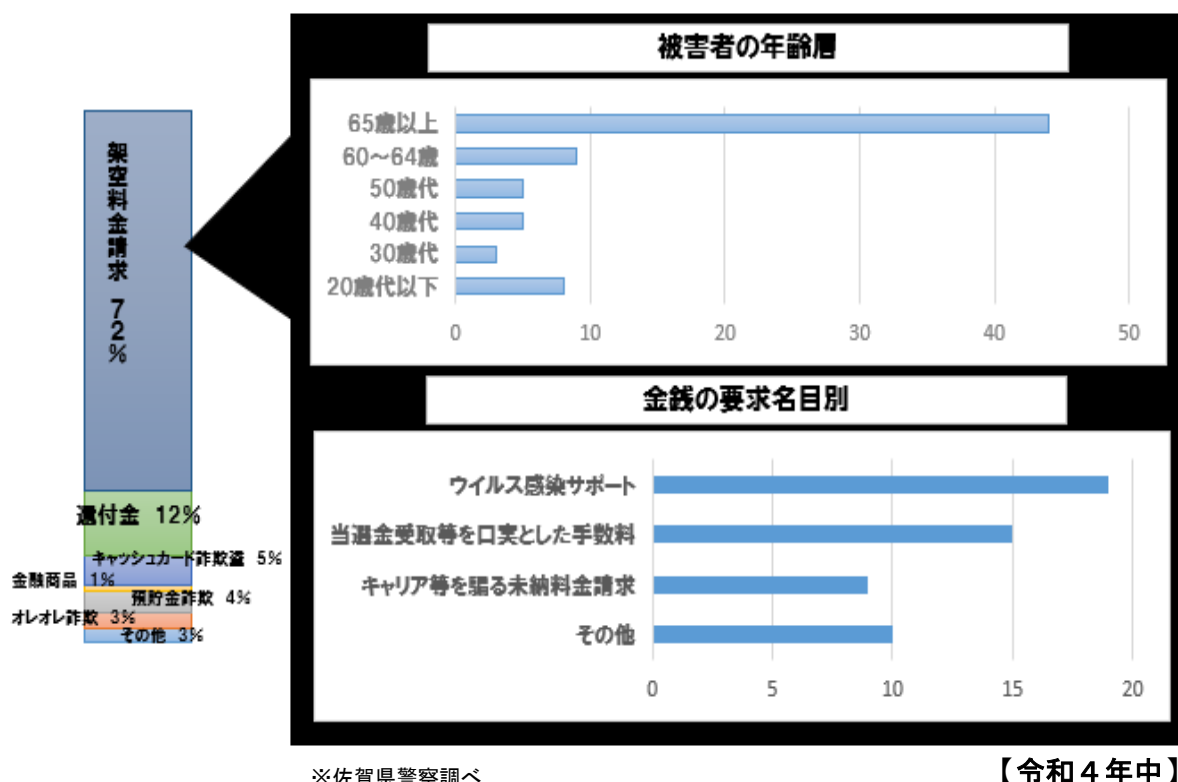
また、ニセ電話詐欺の被害者の大部分は、65歳以上の高齢者が占めていることから、高齢者自身が、これらの被害を「自分事」として防犯意識を高めることはもとより、県民全体で高齢者を見守っていくことが必要です。

ニセ電話詐欺被害の推移



※佐賀県警察調べ

架空料金請求被害者の特徴



④ サイバー犯罪の発生状況

サイバー空間は、加速する社会のデジタル化によって、地域や年齢を問わず、全国民が参画し、社会経済活動を営む公共空間へと変貌を遂げています。一方で、サイバー犯罪の手口は巧妙化・複雑化するなど、脅威が深刻化している状況です。

令和4年のサイバー犯罪検挙件数は91件、サイバー犯罪に関する警察への相談は819件と、ここ数年、いずれも高水準で推移しており、前述のようなサイバー空間の現状から、今後も増加することが見込まれます。

相談内容の内訳は、不正アクセスに関するものが191件と最も多く、実在する会社等をかたり、メールで偽のサイトに誘導してパスワードを盗み取る「フィッシング」の手口が多く見られます。

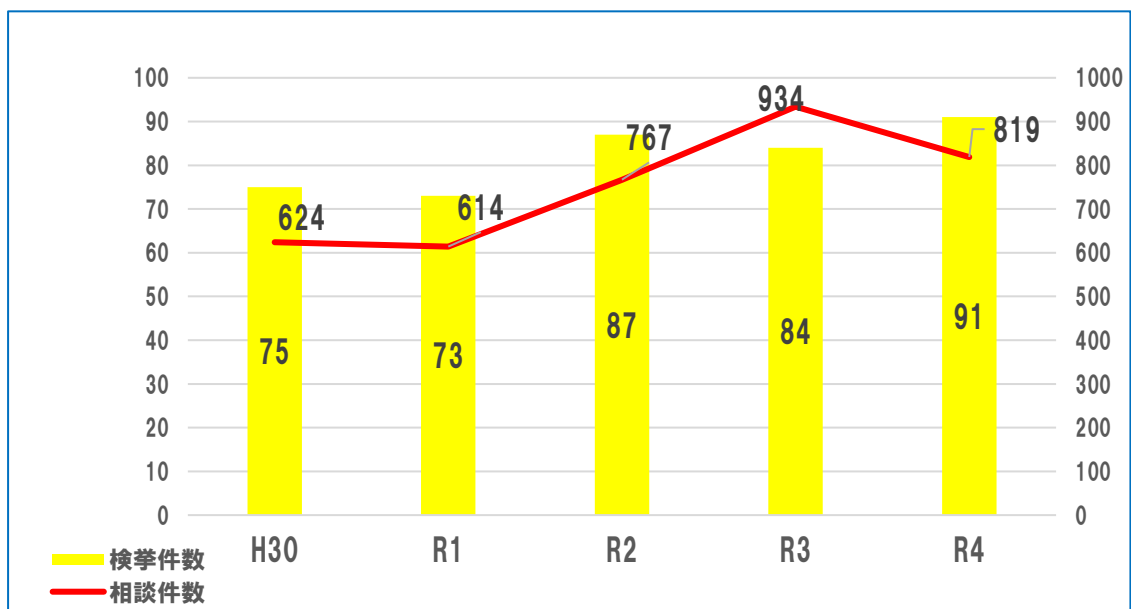
全国的には、企業・団体等に対するランサムウェアによる感染被害が多発し、事業活動の停止・遅滞等、社会経済活動に多大な影響を及ぼしており、サイバー犯罪の未然防止のため、企業・団体等への対策が一層重要となってきました。

また、児童ポルノや青少年健全育成条例違反などSNSに起因する事犯による被害児童数は、ここ数年は、10人前後で推移していましたが、令和4年は、16人と増加しており、今後もインターネット利用の低年齢化が進む現状から、増加が懸念されます。

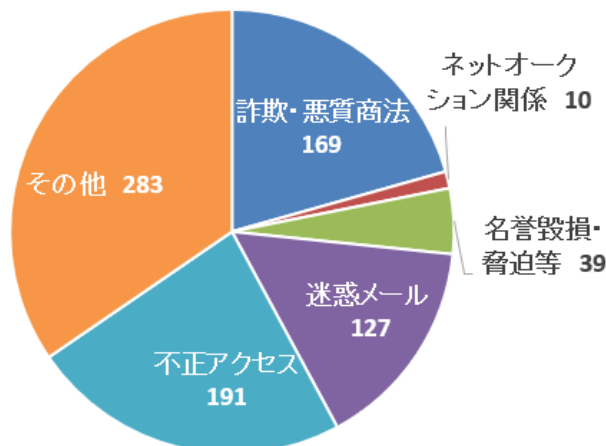
さらに懸念されるのが、令和4年に急増し、1年間で46件、被害額約3億6,138万円の被害が発生した「SNS等を利用した詐欺」です。

この詐欺は、SNSやマッチングアプリ等で知り合った相手にだまされて投資などの名目でお金をだまし取られる手口ですが、社会情勢の変化により発生した新たな手口であり、今後も社会のデジタル化の進展に伴い、新たな手口の発生が予測され、未然防止のためには、子供から高齢者まで全てのインターネット利用者に対して、防犯情報の発信やインターネット・リテラシー、サイバーセキュリティ意識の向上を図る取組が必要です。

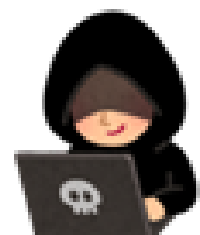
サイバー犯罪検挙等状況の推移



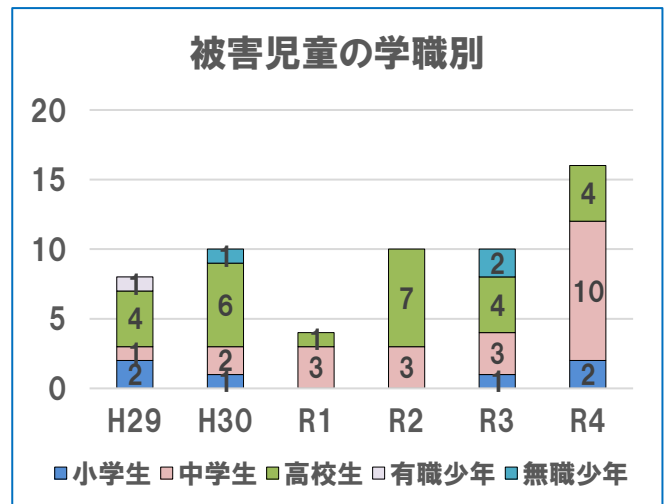
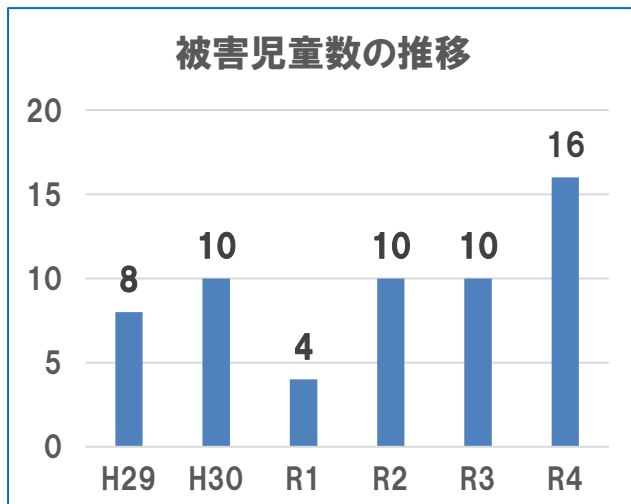
相談件数(令和4年中)



※佐賀県警察調べ



SNSに起因する事犯の被害児童数の推移

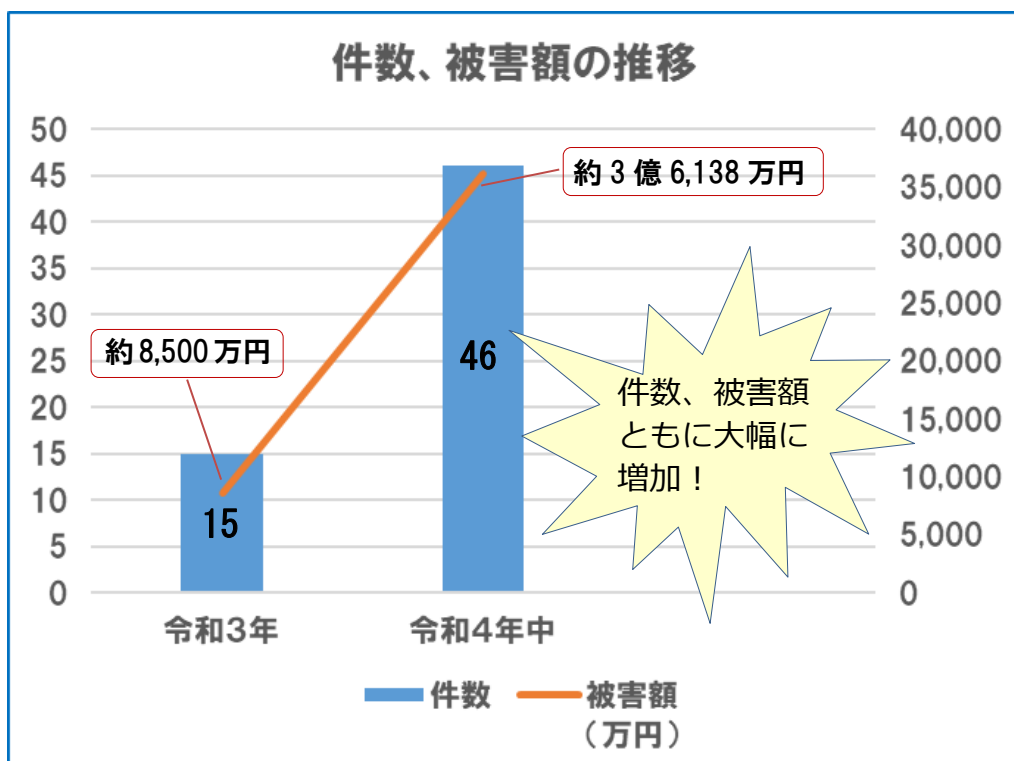


※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない犯人と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害に遭った事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ法違反、青少年健全育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強制性交等、略取誘拐等）



SNS等を利用した詐欺



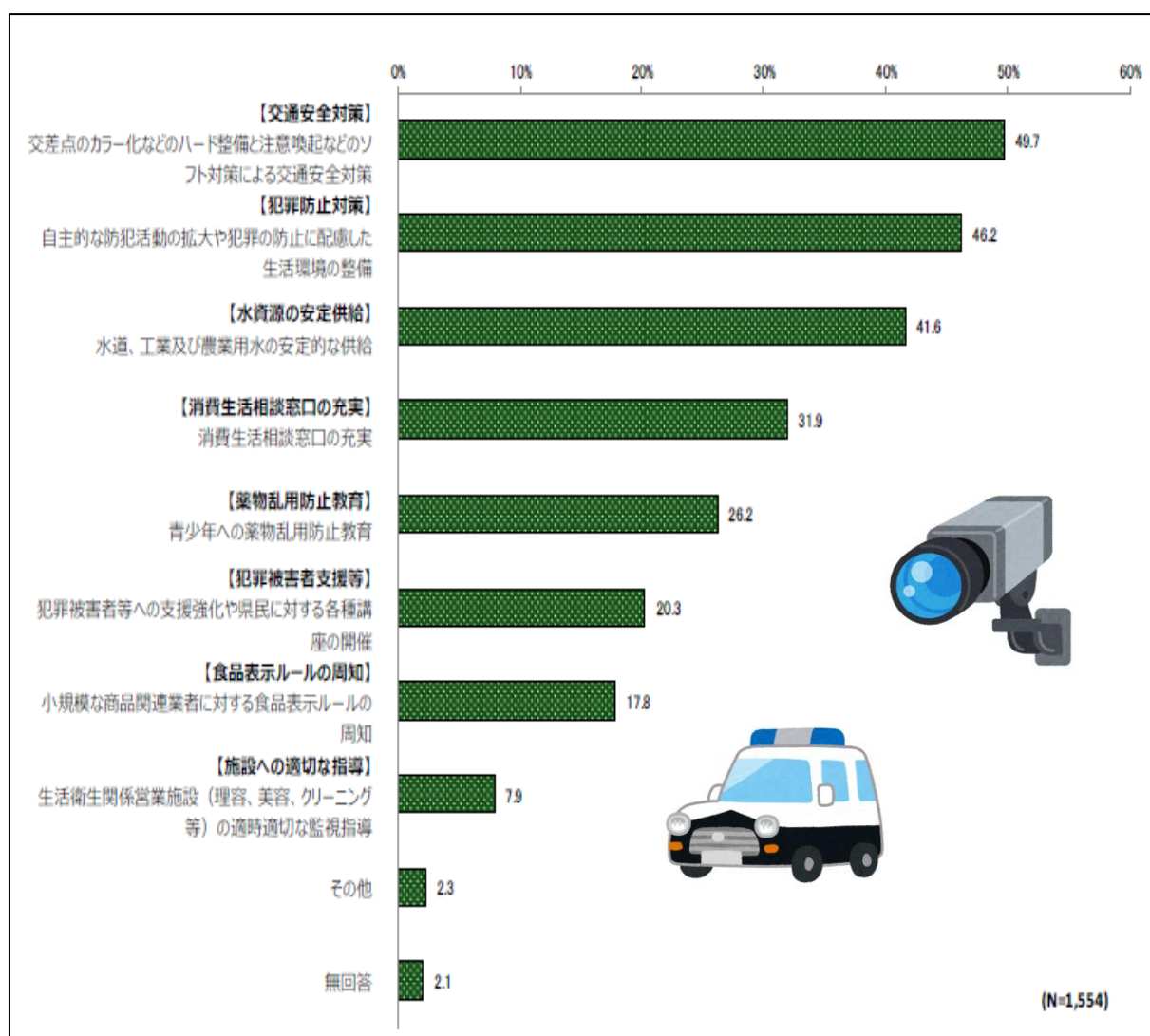
※佐賀県警察調べ

(2) 県民意識調査等の概要

【佐賀県県民意識調査結果】

県では、令和4年5月2日から同年5月27日までの間に県内に在住する18歳以上の男女3,000人に対して県政全般について県民の声を把握し、今後の県政運営の基礎資料とすることを目的に本調査を実施し、有効回答数1,554件(有効回答率51.8%)の回答を得ました。

このうち「安心して生活するために県に取り組んでほしいこと」についての回答状況は次のとおりです。



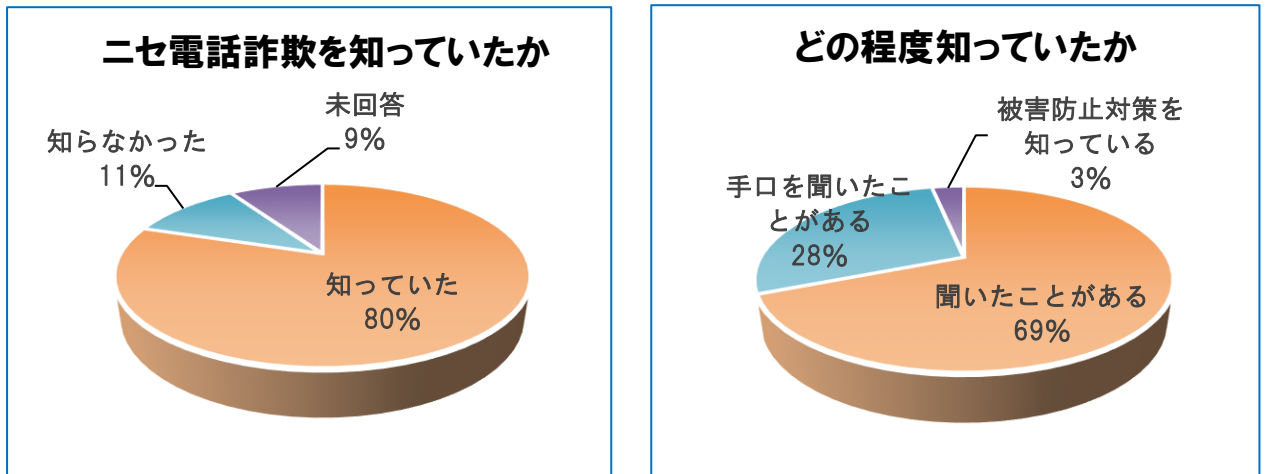
全体では、「交通安全対策」が49.7%と最も高く、次いで「犯罪抑止対策」が46.2%となっており、自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備について、多くの人が必要性を感じています。

【ニセ電話詐欺補充調査票結果】

県警ではニセ電話詐欺被害防止対策に生かすことを目的として、被害者等を対象に調査を実施しています。(令和4年中、120件回答あり)

(※回答者は、被害者のほか、第三者の声掛けにより被害を免れた方も含みます。)

まず、ニセ電話詐欺の認知度に関する調査結果です。

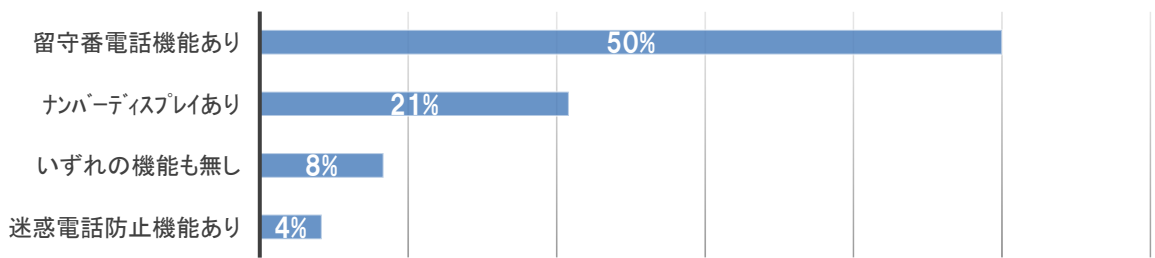


このとおり、被害者等のうち、ほとんどの方は、ニセ電話詐欺に関する情報について、新聞やテレビの報道等により、ある程度、知っていたことが分かります。

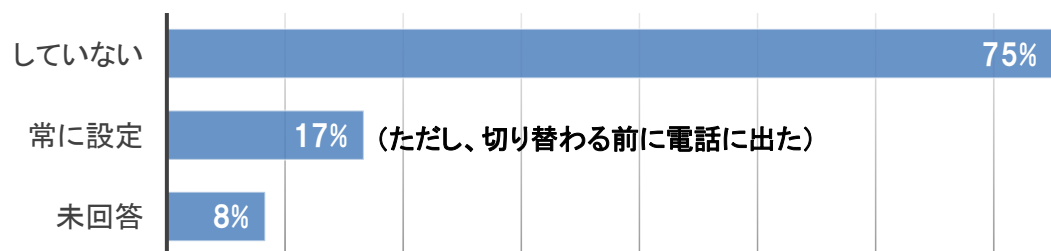
次に、被害者等の留守番電話機能の活用状況に関する調査結果です。

固定電話機の状況は？(複数回答あり、「未回答・不明」除く)

(全回答者のうち、犯人からの最初の接触が固定電話機への電話であった 24 名を母数とする。)



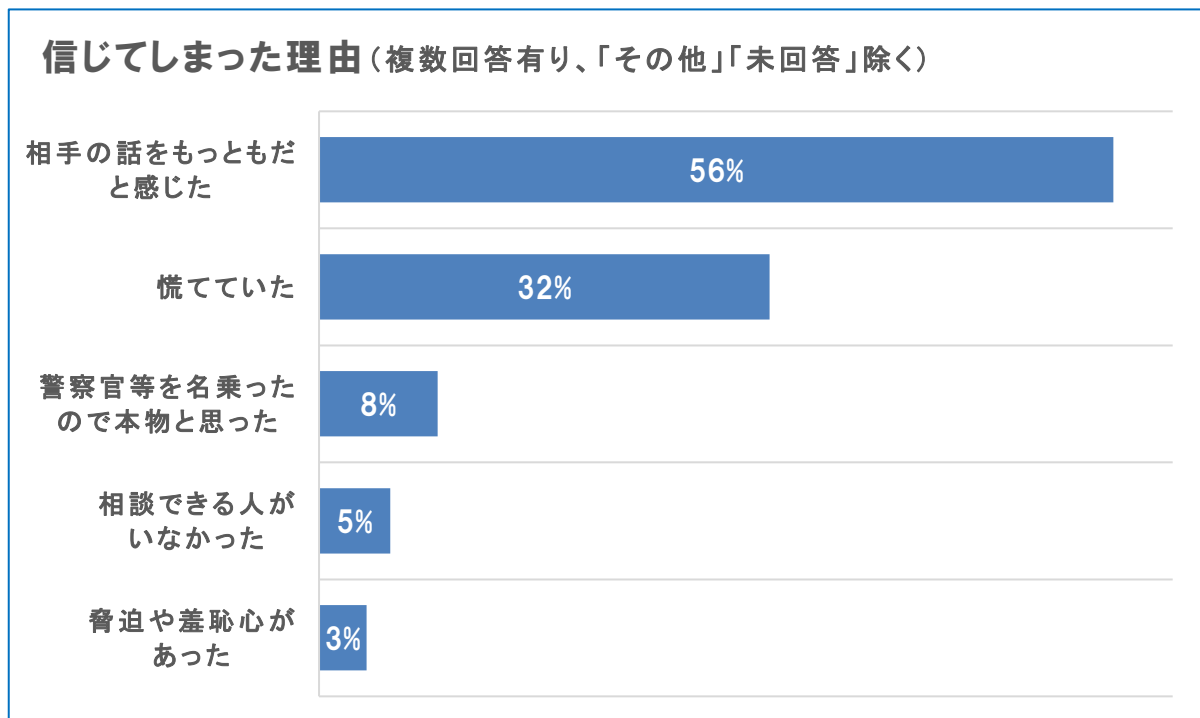
留守番電話機能の状況は？(上記のうち、「留守番電話機能あり」の 12 名を母数とする。)



犯人からの電話を固定電話機で受けられた方のうち、固定電話機に留守番電話機能がついている方が全体の50%、そのうち、未回答を除くすべての方が、留守番電話機能について「設定していない」「切り替わる前に電話に出た」との回答で、留守番電話機能を活用していないことがわかりました。

留守番電話機能の活用について、さらなる広報が必要です。

次は、犯人を信じた理由に関する調査結果です。



犯人の話を信じてしまった理由として、一番多かったのは、「詐欺犯人の話をもっともだと感じた」との回答が56%、次に「慌てていた」との回答が32%でした。

この結果から、それだけ、犯人の話が巧妙であり、ニセ電話詐欺について手口や対策について知っていても、誰もが被害に遭う可能性があることが分かります。

そこで、県では、被害者の大部分を占める高齢者だけでなく、その家族や地域、関係団体の方々など、県民全体に対して、広く広報啓発を行う必要があると考えています。

(3) 県内の防犯活動の状況

① 防犯ボランティアの活動状況

県内各地で行われている自主的な防犯活動は、犯罪発生を抑止や、子ども・女性の犯罪被害防止に大きな役割を果たしています。

県内で自主的な防犯活動を行う防犯ボランティア団体は、第1次計画策定前の平成26年の251団体(34,205人)から、第2次計画策定前の平成30年には、232団体(26,437人)まで減少し、令和4年は229団体(20,624人)と団体数、構成員共に減少しています。

防犯ボランティア団体の構成員は、発足当初から固定化している団体が多く、新たな団体発足や、新規加入の構成員が少ない状態であり、高齢化も進んでいる状態です。

高齢化が進んでいる本県においては、若年層の参加を促進し後継者を育成する必要があるなど、活動を継続していくための課題も生じています。

また、青色回転等を装着した車両(以下「青パト」という。)による通学路を中心とした防犯パトロールが行われており、犯罪を行おうとする者に対する抑止力として、住民の安心感の醸成に効果を上げています。

県内の青パトは、平成26年の52団体(244台)から、平成30年の60団体(247台)へと増加し、その後は微増減を繰り返し、令和4年には58団体(235台)と減少はしていますが、解散する団体がある一方、新規団体が立ち上がった地域もあり、青パトによる活動自体は、地域の防犯活動の一つとして定着していることが窺えます。

② 事業者等による防犯活動状況

近年、防犯CSR活動(企業が持続的な発展を目的として防犯の分野で自主的な取組を行う活動)に取り組む事業者も増加しており、犯罪の起きにくい社会づくりに向けて、連携・協力して取組を推進しています。

令和4年12月時点で、県内の56団体が、県警察本部と防犯に関する協定等を締結し、以後、防犯広報や見守り活動、ニセ電話詐欺被害防止や自転車の鍵かけ促進について、継続した呼びかけを行っています。

今後も、引き続き防犯CSR活動の促進を図っていきます。

このような事業者(団体)の取組は、減少傾向にある防犯ボランティア団体の防犯活動を補うなど、地域の安全確保に大きく貢献しており、今後も事業者等による「ながら見守り活動」の活性化等を始めとして、これらの活動が継続・拡充されるよう推進していく必要があります。



(4) 犯罪被害者等に対する支援の情勢

① 国の動き

平成16年12月に犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」(以下「基本法」という。)が制定され、犯罪被害者支援施策に関する国、地方公共団体、国民の責務が明らかにされました。

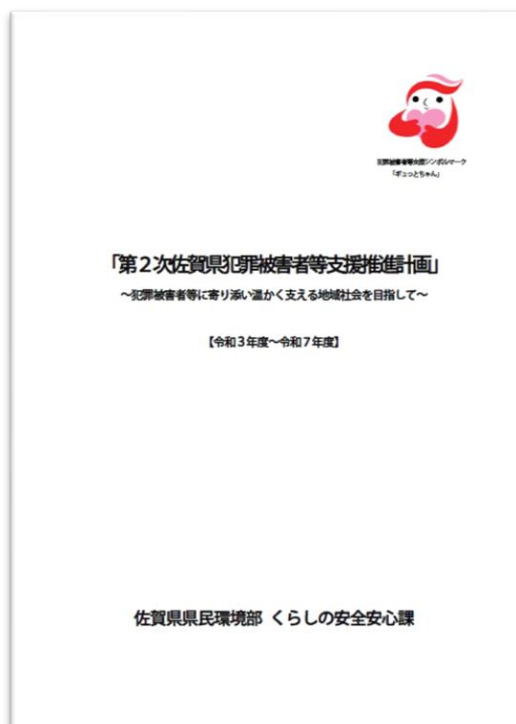
この基本法に基づき犯罪被害者等のための施策を総合的に推進するための施策を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」が、平成17年12月に閣議決定され、令和3年度からは、「第4次基本計画」に基づき施策が推進されています。

② 佐賀県の動き

佐賀県では、平成29年3月に「佐賀県犯罪被害者等支援条例」(以下「県支援条例」という。)を制定し、同年4月1日から施行しており、犯罪被害者等の支援に関して、目的、基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、県が講ずべき施策の主な柱などを定めています。

この県支援条例第8条(犯罪被害者等支援に関する推進計画)に基づき、平成30年3月に「佐賀県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、つらい思いを抱えておられる犯罪被害者等の気持ちに寄り添う姿勢で支援するとともに、県民の理解と支援の輪がさらに広がるよう、各種施策を推進してきました。

令和3年度からは、「第2次計画」に基づき、引き続き各種施策に取り組んでいます。



第3章 重点取組

平成27年度以降、第1次計画策定からこれまでの間、県全体で安全安心なまちづくりに取り組んできた結果、刑法犯認知件数は大幅に減少するなど、大きな効果があがっています。第3次計画では、第2次計画で掲げていた重点取組の内容を踏襲しつつ、今日の社会情勢や犯罪情勢から特に必要な事象について、計画の施策体系のうち、以下の4項目の内容を拡充し、特に重点的に取り組んでいきます。

(1) 防犯ボランティア活動の活性化のための支援

県内では、子どもや女性に対する声かけ事案等の発生が後を絶たず、これらの発生を抑止し、地域の安全を確保するため、防犯ボランティアが担う役割は大きく、その活動の活性化を図るため、必要な支援を継続していくとともに、減少傾向にある防犯ボランティアによる活動を補完する取組として、地域住民等による「ながら見守り」活動や事業者による防犯CSR活動（※企業の社会的責任として防犯のために行う自主的取組）を推進します。

(2) 高齢者、子ども、女性等の安全確保

ニセ電話詐欺による被害は、ここ数年増減を繰り返し、令和3年は4年ぶりに被害額が1億円を超え、令和4年には、被害額は減少したものの被害件数が前年の2倍以上と大幅に増加しました。

そこで、被害に遭いやすい高齢者やこれを取り巻く関係団体等への情報発信や広報啓発及び金融機関・コンビニエンスストアに対する水際阻止対策、その他広く県民に広報啓発を行い、県民全体で高齢者を守る機運を醸成し、ニセ電話詐欺被害防止に取り組めます。

(3) 犯罪の防止に配慮した公共空間等の整備

第2次計画期間中、子どもを犯罪から守る目的で、各市町等に対し、防犯カメラの設置を支援してきましたが、県内の犯罪情勢等を踏まえて、子どもを中心とした、住民の身近で起きる各種犯罪抑止のため、引き続き、防犯カメラの設置を始めとした環境整備の促進に取り組めます。

(4) インターネットの安全な利用（規範意識の向上と安全に関する教育）

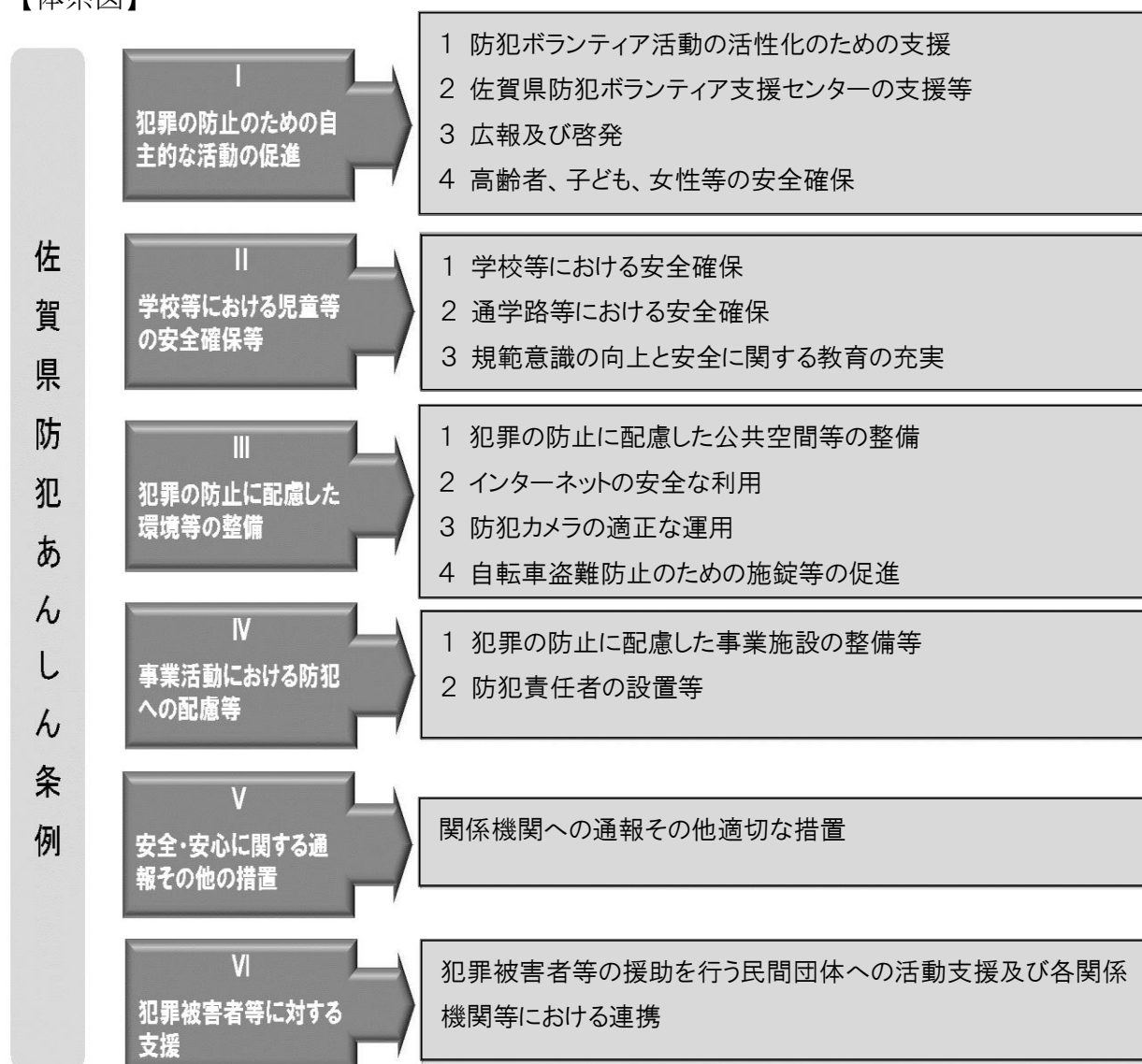
インターネットの普及により、サイバー犯罪は増加傾向にあり、今後インターネットユーザーの低年齢化によるトラブルの増加が懸念されるため、児童等がインターネットを安全に利用するための教育や環境づくりに取り組めます。

一方で、令和4年中、県内ではSNS等を利用した新たな詐欺の被害が急増しており、今後も社会情勢の変化に伴い新たな手口の詐欺が発生するおそれがあることから、これらに即応した情報発信や、より効果的な広報啓発を行い、被害の拡大防止を図ります。

また、企業・団体等の情報セキュリティ対策のために有用な情報を適時発信するなどサイバー空間の安全・安心の確保に努めます。

第4章 計画の施策体系

【体系図】



第5章 具体的施策

県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、現状と課題を踏まえ、次の6つの事項により、総合的かつ計画的に推進していきます。

I 犯罪の防止のための自主的な活動の促進

安全安心なまちづくりには、防犯ボランティア活動の果たす役割が大きいことから、県民等による自主的な防犯活動（広報・啓発、防犯パトロール、環境美化など）の促進を図るとともに、自主防犯ボランティア団体の活動を支援する支援センターの支援を行い、また、高齢者、子ども、女性等が、ニセ電話詐欺、性犯罪、虐待等の被害を受けやすいことから、地域ぐるみによる安全確保を促進しようとするものです。

項目		具体的施策		条文	関係課
1 防犯ボラン ティア活動 の活性化の ための支援	安全安心なま ちづくりに関 する情報提供 及び支援	①	不審者情報等のメール配信等による情報提供 県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに入手し、自主防犯活動に生かせるようメール等の各種媒体を活用した効果的な情報提供を行います。 このうち、凶悪犯の逃走等県民の生命や身体に危害が加えられる危険性・切迫性が高いと認められる事案を認知したときは、できるだけ速やかに事案の概要、犯人の特徴等に関し情報提供し、自主的な防犯行動を促します。	9条	生活安全企画課 人身安全・少年課 法務私学課 こども未来課 学校教育課
		②	防犯ボランティア団体等に対する支援 防犯ボランティア団体や青色防犯パトロール団体等の活動をハード・ソフトの両面から支援するように努めます。 		生活安全企画課 くらしの安全安心課

項目		具体的施策		条文	関係課
1 防犯ボランティア活動の活性化のための支援	安全安心なまちづくりに関する情報提供及び支援	③	<u>防犯CSR活動に対する支援</u> 企業が防犯分野で自主的な地域貢献を行う防犯CSR活動の活性化を図るため、連携した各種防犯活動を推進するほか、研修会の開催等の活動支援を行います。	9条	生活安全企画課 くらしの安全安心課
2 佐賀県防犯ボランティア支援センターの支援等		④	<u>佐賀県防犯ボランティア支援センターの支援等</u> 防犯ボランティア活動の支援や新たな防犯ボランティア団体の立ち上げの援助などハード・ソフトの両面による支援を行う支援センターの業務運営にかかる支援を行います。	10条	生活安全企画課 くらしの安全安心課
3 広報及び啓発	安全安心なまちづくりに関する広報・啓発活動の実施	⑤	<u>県の広報媒体等を通じた広報・啓発の充実</u> 安全安心なまちづくりについての理解を深めてもらうことや県民一人一人の自主的な防犯意識を高めてもらうため新聞、テレビ、ラジオ、県の広報媒体等を活用し、安全安心なまちづくりに関する広報・啓発を行います。	11条	生活安全企画課 人身安全・少年課 サイバー犯罪対策課 くらしの安全安心課
		⑥	<u>県民に身近な犯罪被害防止に関する情報提供</u> 自分の身を守るための防犯への取組の必要性が広く県民に理解されるようホームページへの防犯情報の掲載やSNS等の各種広報媒体を活用した積極的な情報提供を行います。		生活安全企画課 人身安全・少年課 サイバー犯罪対策課 くらしの安全安心課
	「安全・安心の日」及び「安全安心なまちづくり旬間」の設置	⑦	<u>「安全・安心の日」の設置</u> 毎月26日の「安全・安心の日」に、防犯に関する各種イベントや広報・啓発を行い、防犯情報等の提供を行います。	11条	生活安全企画課 くらしの安全安心課
		⑧	<u>「安全安心なまちづくり旬間」の実施</u> 毎年10月11日から10月20日までの間を「安全安心なまちづくり旬間」とし、効果的な防犯のためのキャンペーン等を展開します。		生活安全企画課 くらしの安全安心課

項目		具体的施策		条文	関係課
4 高齢者、子ども、女性等の安全確保	高齢者等の犯罪被害防止のための情報提供及び助言その他必要な支援の実施	⑨	<u>高齢者を対象としたニセ電話詐欺等の被害防止対策の推進</u> 高齢者をニセ電話詐欺等の犯罪被害から守るため、高齢者やその家族に対し、防犯講話をはじめ、あらゆる機会を通じ、自主防犯意識の向上を図るとともに、民生委員や金融機関等の関係機関に対するタイムリーな情報発信や研修会等で犯罪被害防止のための情報提供を適切に行います。 また、様々な媒体を活用し、犯罪の被害に遭いやすい高齢者を県民全体で見守るという機運を高めるための広報啓発活動を展開します。	12 条	生活安全企画課 くらしの安全安心課 社会福祉課 長寿社会課 
		⑩	<u>地域包括支援センターの活動支援</u> 地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、地域住民と連携し、高齢者の安全を支える活動の促進や情報提供を図ります。		くらしの安全安心課 長寿社会課
		⑪	<u>子ども・女性が被害に遭いやすい犯罪に関する情報提供及び支援</u> 子どもや女性が被害に遭いやすい犯罪や不審者に関する情報を随時適切に提供し、自主防犯活動の推進を図るなど安全確保に努めます。		生活安全企画課 人身安全・少年課 くらしの安全安心課 法務私学課 男女参画・女性の活躍推進課 学校教育課
		⑫	<u>DV防止及び被害者保護等の充実</u> 市町や関係機関、民間支援団体と連携し、相談窓口において被害者支援、加害者対策など、適切な対応に努めるとともに、被害者の安心・安全に配慮した自立支援を行っていきます。 また、広く県民に対してDV及び被害者支援に関する正しい理解を深める啓発や若年層を対象とするDV予防教育を実施します。		人身安全・少年課 男女参画・女性の活躍推進課 こども家庭課 

項目		具体的施策		条文	関係課
4 高齢者、子ども、女性等の安全確保	高齢者等の犯罪被害防止のための情報提供及び助言その他必要な支援の実施	⑬	<u>障害者相談窓口の充実</u> 各市町が設置している障害者総合相談窓口、専門の相談窓口や障害福祉サービス事業所等と連携し、障害者の安全・安心の確保のための支援促進や情報提供を図ります。	12 条	くらしの安全安心課 障害福祉課
		⑭	<u>児童等虐待防止活動・保護対策の推進</u> ホームページや各種イベントによる児童等虐待防止の広報啓発活動や児童相談所の支援強化・連携に努め、児童等の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を行います。		人身安全・少年課 こども家庭課 



Ⅱ 学校等における児童等の安全確保等

児童等が被害を受ける犯罪の発生を防止するため、学校や通学路等の安全確保を推進するとともに、児童等が犯罪による被害を受けない、犯罪を起こさせないようにするための教育を充実させ、児童等の健全育成を促進しようとするものです。

項目		具体的施策		条文	関係課
1 学校等における安全確保	学校等における児童等の安全確保のための情報提供及び助言等の実施	⑮	<u>安全管理のためのマニュアル策定への助言</u> 学校等における児童等の安全確保、事故防止に関するマニュアルの策定の促進や策定状況の把握、作成時の助言等を行います。	13 条	生活安全企画課 人身安全・少年課 法務私学課 障害福祉課 こども家庭課 学校教育課
		⑯	<u>職員に対する各種研修の実施</u> 職員の安全確保等に関する意識・対応能力の向上を図るため、児童等の安全安心確保に関する情報提供を行うとともに、研修会等を開催します。		人身安全・少年課 法務私学課 障害福祉課 こども家庭課 学校教育課
		⑰	<u>不審者対応訓練の実施</u> 児童等や職員を対象とした不審者の侵入等を想定した防犯訓練の実施を促進します。		生活安全企画課 法務私学課 学校教育課
	学校等における児童等の安全確保のための指針に基づく運用	⑱	<u>学校等における児童等の安全確保のための指針の周知及び指針に基づく運用</u> 学校等における児童等の安全が確保されるよう、学校等における児童等の安全確保のための指針について、県民への周知に努め、指針に基づいた運用により、学校等における児童等の安全確保が図られるように努めます。 	14 条	生活安全企画課 人身安全・少年課 法務私学課 くらしの安全安心課 障害福祉課 こども家庭課 学校教育課 

項目		具体的施策		条文	関係課
2 通学路等 における 安全確保	通学路等における児童等の安全確保のための体制の整備	⑱	<u>通学路等における児童等の見守り活動の促進</u> 学校、保護者、地域住民、事業者等と連携し通学路等における多様な担い手による見守りが活性化されるよう、効果的な安全確保のための必要な情報提供及び助言等の支援を実施します。 特に登下校時間帯における「ながら見守り」等を推進し見守り活動を強化し、子どもたちが犯罪被害に遭わない取り組みを行います。 危険に遭遇した子どもの一時的な保護や警察への通報を行う「子供110番の家」が適切に活用されるよう努めます。	14 条	生活安全企画課 人身安全・少年課 法務私学課 まなび課 障害福祉課 こども未来課 学校教育課 
		⑳	<u>通学路等の環境整備の促進</u> 教育委員会、学校、保護者、地域住民、事業者、道路等の管理者、警察など関係者が連携協力して、通学路の防犯の観点からの合同点検を行い、危険箇所などを把握するとともに防犯カメラの設置等環境整備について取り組むよう働きかけます。		生活安全企画課 法務私学課 くらしの安全安心課 障害福祉課 こども家庭課 道路課 まちづくり課 学校教育課
	通学路等における児童等の安全確保のための指針に基づく運用	㉑	<u>通学路等における児童等の安全確保のための指針の周知及び指針に基づく運用</u> 通学路等における児童等の安全が確保されるよう、通学路等における児童等の安全確保のための指針について、県の広報媒体等により県民への周知に努め、指針に基づいた運用により、通学路等における児童等の安全確保が図られるように努めます。 		生活安全企画課 人身安全・少年課 法務私学課 まなび課 くらしの安全安心課 障害福祉課 こども未来課 こども家庭課 道路課 まちづくり課 学校教育課

項目		具体的施策		条文	関係課
3 規範意識 の向上と 安全に関 する教育 の充実	児童等が犯 罪の被害に あわないた めの教育の 充実	②	<u>誘拐や連れ去り等の被害に遭わないための防犯教室の開催等</u> 児童等が誘拐や連れ去り事案等の被害に遭わないための必要な知識の習得及び身を守る方法等を体験できる防犯教室の開催を促進します。 「地域安全マップづくり」に関して必要な情報提供及び助言を行います。 	15 条	生活安全企画課 人身安全・少年課 法務私学課 学校教育課
	児童等が犯 罪を起こさ ないための 教育の実施	③	<u>非行防止対策の推進等</u> 児童等の健全育成を図るため、非行防止対策を推進するなど規範意識の向上に努めます。		人身安全・少年課 法務私学課 こども未来課 学校教育課
	児童等に対 するインター ネットの適切 な利用のた めの教育の 充実	④	<u>インターネット利用に起因する犯罪の当事者とならないための教育の推進</u> 児童等を児童ポルノや不正アクセス等のインターネットに起因する各種犯罪被害から守るため、サイバーセキュリティに関する知識、インターネット上のトラブルや犯罪事例とその対応策を学ぶための教育を推進し、インターネット・リテラシーの向上を図ります。 また、インターネット上での誹謗中傷^{ひぼう}や犯罪行為等の防止のため、児童等の情報モラルの向上を図ります。		生活安全企画課 人身安全・少年課 サイバー犯罪対策課 法務私学課 こども未来課 学校教育課 



Ⅲ 犯罪の防止に配慮した環境等の整備

道路、公園、駐車（輪）場等の公共の場所における犯罪、サイバー空間における犯罪など、県民の身近なところで発生する犯罪を防止するため、防犯カメラの設置等を促進するとともに、インターネットを安全に利用するための情報提供等を行うなど、犯罪の防止に配慮した環境整備を推進しようとするものです

項目		具体的施策		条文	関係課
1 犯罪の防止に配慮した公共空間等の整備	犯罪の防止に配慮した公共空間等の構造設備	②⑤	<u>犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場、自転車駐輪場等の整備</u> 道路、公園、自動車駐車場、自転車駐輪場等について、犯罪の防止に配慮し、道路照明灯や防犯灯設置による明るさの確保、草刈り等による見通しの確保のほか、プライバシーに配慮した防犯カメラ等の設置などの防犯性の向上に努めます。 また、防犯に配慮した公共空間等の普及・重要性について啓発に努めます。	16 条	生活安全企画課 くらしの安全安心課 道路課 まちづくり課 建築住宅課
		②⑥	<u>防犯カメラの設置促進</u> 犯罪の起こりやすい道路、公園、自動車駐車場、自転車駐輪場等の危険箇所に対する、防犯カメラの設置を促進します。 		生活安全企画課 くらしの安全安心課
		②⑦	<u>犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針の周知及び指針に基づく運用</u> 防犯性の高い道路、公園、自動車駐車場、自転車駐輪場等が普及していくよう、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針について、県民への周知に努め、指針に基づいた運用により、犯罪を未然に防止する環境を整備するように努めます。		生活安全企画課 くらしの安全安心課 道路課 まちづくり課 建築住宅課

項目		具体的施策		条文	関係課
2 インター ネットの安 全な利用	青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策	⑳	<u>インターネットの適切な利用とフィルタリング及びペアレンタルコントロールの普及促進</u> 青少年をインターネット利用に起因する各種犯罪やトラブルから守るとともに、SNS等への^{ひぼう}誹謗中傷、侮辱と受け止められる悪質な書き込み等を防止するため、関係機関・団体等と連携しながら、保護者や学校関係者等を対象とした研修会やサイバーセキュリティに関するあらゆる機会を捉え、最新で具体的な事例に基づく対処方法等について情報提供を行います。 また、保護者が青少年の発達段階に応じてフィルタリング等を適切に管理するペアレンタルコントロールの普及促進を図ります。	17条	人身安全・少年課 サイバー犯罪対策課 法務私学課 こども未来課 学校教育課 
	サイバー犯罪の被害防止のための施策	㉑	<u>サイバー犯罪被害防止対策の推進</u> ボランティア団体等と協力して、幅広い世代に対してサイバーセキュリティに関する情報提供を行うとともに、SNS等を利用した詐欺等の新たな手口の犯罪に即応するため、各種媒体を活用したタイムリーな被害防止広報を実施し、県民一人一人がサイバー犯罪の被害に遭わないための意識の醸成に努めます。 また、関係機関と連携したイベント開催や広報媒体を利用した情報提供を行い、県内企業や各種団体が自主的なサイバーセキュリティ対策を推進するよう働きかけます。 		生活安全企画課 人身安全・少年課 サイバー犯罪対策課 くらしの安全安心課 行政デジタル推進課 こども未来課

項目	具体的施策		条文	関係課
3 防犯カメラの適正な運用	③⑩	<u>防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針の周知及び指針に基づく運用</u> 公共の場所に設置されている防犯カメラについて、個人のプライバシーや肖像権等への人権配慮の観点から防犯カメラの設置及び運用管理者等が守るべき事項を示した指針について、県民への周知に努め、指針に基づいた運用により、防犯カメラの適切な運用を図れるように努めます。	18 条	生活安全企画課 くらしの安全安心課 道路課 まちづくり課
4 自転車盗難防止のための 施錠等の促進	③⑪	<u>施錠重点対象駐輪場における施錠等の促進</u> 警察署長から指定を受けた施錠重点対象駐輪場において施錠等を促進するなどして盗難防止措置を推進し、自転車盗難の減少を目指します。	19 条	生活安全企画課
	③⑫	<u>自転車の盗難防止に関する情報提供</u> 自転車盗難の発生状況や盗難防止対策等について、広報紙やホームページ等を通じて周知・広報を図ります。		生活安全企画課



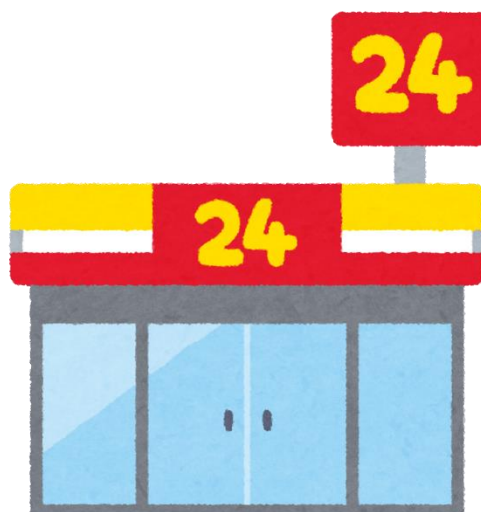
Ⅳ 事業活動における防犯への配慮等

事業所は、強盗、窃盗、（事務所荒し、出店荒し、万引きなど）等の犯罪の対象となりやすいことから、犯罪の防止に配慮した事業施設の整備に努めるなどしていただき、事業所における被害の防止を図ろうとするものです。

項目	具体的施策		条文	関係課
1 犯罪の防止に配慮した事業施設の整備等	③③	事業所の構造、設備等に関する情報提供、助言等 犯罪又は非行の発生場所となることが懸念される夜間の駐車場の暗がり、建物の死角等を排除するための適切な照明設備や防犯カメラの設置、駐車場などで使用しない時間帯の出入り口の施錠や警備員等による施設の巡回など、防犯に配慮した事業所が整備されるよう、情報提供や助言などに努めます。	20 条	生活安全企画課 産業政策課
2 防犯責任者の設置等	③④	防犯責任者の設置・育成 事業所における犯罪発生の未然防止を図るため、事業所の規模や事業内容にあわせ防犯に関する責任者の設置を推進するとともに、防犯教育等の実施に努めます。	21 条	生活安全企画課 くらしの安全安心課 産業政策課



【防犯責任者設置事業所のステッカー】



V 安全・安心に関する通報その他の措置

県民が、日常生活の中で、法に抵触すると思われる行為を見聞きした場合においては、速やかに警察や学校その他関係機関に通報したり、その他適切な措置を講じるよう努めていただくものです。

項目	具体的施策		条文	関係課
関係機関への通報 その他適切な措置	㊸	<u>法令に抵触すると思われる行為を見聞きした場合の通報等</u> 法令に抵触すると思われる行為を見聞きした場合に警察や学校その他関係機関に通報がなされるよう広報啓発に努めます。	22 条	生活安全企画課他 (全所属)



Ⅵ 犯罪被害者等に対する支援

犯罪被害者等が、平穏で安心して暮らすことができる温もりある社会形成を促進しようとするものです。

項目	具体的施策	条文	関係課
犯罪被害者等の援助を行う民間団体への活動支援及び各関係機関等における連携	③⑥ <u>佐賀県犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等に対する支援</u> 佐賀県犯罪被害者等支援条例に基づき、様々な問題に苦しめられている犯罪被害者等が、平穏で安心して暮らすことができるように、関係機関・団体がともに連携し、犯罪被害者等の気持ちに寄り添う姿勢で支援します。	23 条	広報県民課 くらしの安全安心課 法務私学課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 国民健康保険課 男女参画・女性の活 推進課 こども未来課 こども家庭課 産業人材課 建築住宅課 労働委員会事務局 学校教育課 保健体育課

